



戸籍事務を電算化します



戸籍は、個人の誕生から死亡までの身分事項を登録する重要な公簿です。
本町では、戸籍事務の迅速化、行政サービスの向上を図るため、6月30日から電算システムによる戸籍事務をスタートする予定で現在準備を進めています。

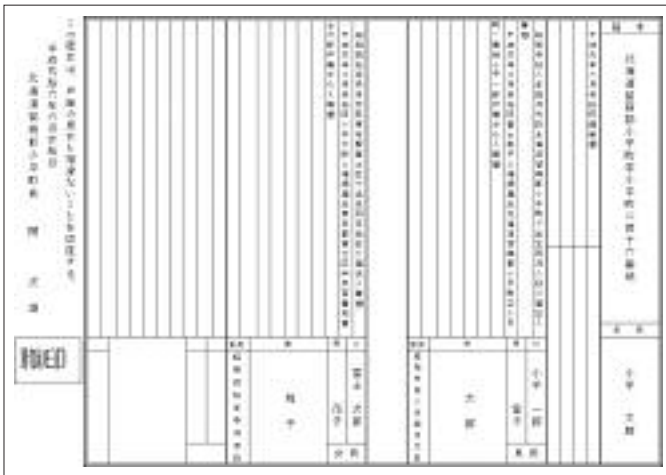
【戸籍謄本や抄本などの名称・書式が変わります】

戸籍謄本・抄本の名称が変わり、戸籍謄本は「全部事項証明書」に、戸籍抄本は「個人事項証明書」になります。
なお、証明手数料については現在と変わりません。

	現 在	電算化後
名 称	戸籍謄本 (全員)	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本 (個人)	戸籍の個人事項証明書
書 式	縦書き	横書き
	文章体	箇条書き (項目ごと)
	漢数字のみ	算用数字
用 紙	白紙	偽造防止用紙
	B 4 判または B 5 判	A 4 判

【旧戸籍謄本と新戸籍謄本の違い】

〔従来の戸籍謄本 (縦書き)〕



〔新しい戸籍の全部事項証明書 (横書き)〕



【地番表示の「の」を削除】

本籍の地番表示に「の」がついている場合、電算化後は「の」が付かなくなります。

(例) 現 在 : 1 番地の 2
電算化後 : 1 番地 2

また、住民票の中の本籍地欄からも、番地のあとの「の」の表示がなくなります。

なお、住民票の住所欄については変更ありません。

問い合わせは総務課住民係まで ☎ 56-2111 (内線 211・212)